○浜田市手数料条例

平成17年10月１日条例第70号

（手数料の種類及び金額）

第２条　手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。

(59)　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第１項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画（次号及び第61号並びに別表第17及び別表第18において「計画」という。）の認定申請手数料（同号に係るものを除く。）	別表第17のとおり	
(60)　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第１項の規定による計画の変更の認定申請手数料（次号に係るものを除く。）	別表第18のとおり	
(61)　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第２項（同法第36条第２項において準用する場合を含む。）の規定による申出があった場合における計画の認定又は変更の認定申請手数料	１件につき	前２号の規定による手数料の額に、当該認定を受けようとする建築物に関連する第29号の規定による手数料の額（第７条第２項の規定により減額された場合にあっては、減額後の額）、第30号の規定による手数料の額又は第31号の規定による手数料の額（第７条第２項の規定により減額された場合にあっては、減額後の額）を加算した額
(62)　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第１項の規定による認定申請手数料	別表第19のとおり	

別表第17（第２条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

区分	単位	手数料の額
1　申請建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する申請建築物をいう。以下この表において同じ。）についての計画の認定を受ける場合		
(1)　計画の認定を受けようとする建築物が非住宅建築物（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この表から別表第19までにおいて同じ。）、共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表から別表第19までにおいて同じ。）を有しないものをいう。以下この表から別表第19までにおいて同じ。）又は複合建築物（省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この表から別表第19までにおいて同じ。）である場合		非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあってはア又はイに規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表から別表第19までにおいて同じ。）に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあってはウ又はエに規定する手数料の額、複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合を除く。）にあってはア又はイ及びウ又はエに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
ア　当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)に規定する基準並びに同号ただし書に規定する方法（次表において「誘導標準入力法等基準」という。）を用いて評価を行う場合		
（ア）　非住宅部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	1件	224,000円（非住宅誘導基準適合証（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この表及び別表第19において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が作成した建築物のエネルギー消費性能の向上に

		関する法律第35条第1項各号（同法第36条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを示す書類をいう。以下この表及び次表において同じ。）の提出がある場合にあっては、10,000円）
（イ）　非住宅部分の床面積の合計が300㎡以上500㎡以内のもの	1件	276,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、16,000円）
イ　当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準（次表において「誘導モデル建物法基準」という。）を用いて評価を行う場合		
（ア）　非住宅部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	1件	86,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円）
（イ）　非住宅部分の床面積の合計が300㎡以上500㎡以内のもの	1件	108,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、16,000円）
ウ　当該建築物の住宅部分について省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準（以下この表及び次表において「誘導標準計算基準」という。）を用いて評価を行う場合		
（ア）　住宅部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	1件	67,000円（住宅誘導基準適合証等（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（別表第19において「登録住宅性能評価機関」という。）が作成した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号（同法第36条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを示す書類又は市長が定めるその他の図書をいう。以下この表及び次表において同じ。）の提出がある場合にあっては、10,000円）
（イ）　住宅部分の床面積の合計が300㎡以上500㎡以内のもの	1件	114,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）
エ　当該建築物の住宅部分について省令第10条第2号イ(2)及		

び同号ロ(2)の基準（以下この表及び次表において「誘導仕様基準」という。）を用いて評価を行う場合		
（ア）　住宅部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	1件	32,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）
（イ）　住宅部分の床面積の合計が300㎡以上500㎡以内のもの	1件	56,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）
(2)　計画の認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅（非住宅部分を有しないものに限る。次表及び別表第19において同じ。）の場合		
ア　当該建築物について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合		
（ア）　床面積の合計が200㎡未満のもの	1件	34,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）
（イ）　床面積の合計が200㎡以上500㎡以内のもの	1件	37,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）
イ　当該建築物について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合		
（ア）　床面積の合計が200㎡未満のもの	1件	18,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）
（イ）　床面積の合計が200㎡以上500㎡以内のもの	1件	19,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）
2　他の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）に係る事項を計画に記載する場合		申請建築物及び他の建築物について、1件ごとに前項第1号又は第2号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額

別表第18（第２条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

区分	単位	手数料の額
1　計画に記載されている建築物について変更する場合		変更する建築物について、1件ごとに第1号又は第2号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
(1)　計画の変更の認定を受けようとする建築物が非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合		非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあってはア又はイに規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあってはウ又はエに規定する手数料の額、複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合を除く。）にあってはア又はイ及びウ又はエに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
ア　当該建築物の非住宅部分について誘導標準入力法等基準を用いて評価を行う場合		
（ア）　非住宅部分の計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この表において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。）が300㎡未満のもの	1件	224,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円）
（イ）　非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以上500㎡以内のもの	1件	276,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、16,000円）
イ　当該建築物の非住宅部分について誘導モデル建物法基準を用いて評価を行う場合		
（ア）　非住宅部分の計画の変	1件	86,000円（非住宅誘導基準適合証の提出

更に係る部分の床面積の合計が300㎡未満のもの		がある場合にあっては、10,000円）
（イ）　非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以上500㎡以内のもの	1件	108,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、16,000円）
ウ　当該建築物の住宅部分について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合		
（ア）　住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	1件	67,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）
（イ）　住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以上500㎡以内のもの	1件	114,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）
エ　当該建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合		
（ア）　住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	1件	32,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）
（イ）　住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以上500㎡以内のもの	1件	56,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）
(2)　計画の変更の認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合		
ア　当該建築物について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合		
（ア）　計画の変更に係る床面積の合計が200㎡未満のもの	1件	17,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円）
（イ）　計画の変更に係る床面積の合計が200㎡以上500㎡以内のもの	1件	19,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円）
イ　当該建築物について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合		
（ア）　計画の変更に係る床面積の合計が200㎡未満	1件	9,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円）

のもの （イ）　計画の変更に係る床面積の合計が200㎡以上500㎡以内のもの	1件	10,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円）
2　計画に記載されている建築物以外の建築物を計画に追加する場合		追加する建築物について、1件ごとに前表第1項第1号又は第2号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
3　計画に記載されている建築物について変更し、かつ、計画に記載されている建築物以外の建築物を計画に追加する場合		変更する建築物について第1項の規定により算出した額に、追加する建築物について前項の規定により算出した額を合算した額

別表第19（第２条関係）

建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料

区分	単位	手数料の額
1　認定を受けようとする建築物が非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合		非住宅建築物にあっては第1号又は第2号に規定する手数料の額、共同住宅等にあっては第3号、第4号又は第5号に規定する手数料の額、複合建築物にあっては第1号又は第2号及び第3号、第4号又は第5号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
(1)　当該建築物の非住宅部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合		
ア　非住宅部分の床面積の合計が300ｍ^{2}未満のもの	1件	224,000円（非住宅基準適合証等（登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は市長が定めるその他の図書をいう。以下この表において同じ。）の提出がある場合にあっては、10,000円）
イ　非住宅部分の床面積の合計が300ｍ^{2}以上500ｍ^{2}以内のもの	1件	276,000円（非住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、16,000円）
(2)　当該建築物の非住宅部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合		
ア　非住宅部分の床面積の合計が300ｍ^{2}未満のもの	1件	86,000円（非住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）
イ　非住宅部分の床面積の合計が300ｍ^{2}以上500ｍ^{2}以内のもの	1件	108,000円（非住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、16,000円）
(3)　当該建築物の住宅部分について省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)に規定する基準（以下この表において「性能基準」という。）を用いて評価を行う場合		
ア　住宅部分の床面積の合計が300ｍ^{2}未満のもの	1件	67,000円（住宅基準適合証等（登録住宅性能評価機関が作成した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は市長が定めるその他の図

		書をいう。以下この表において同じ。）の提出がある場合にあっては、10,000円）
イ　住宅部分の床面積の合計が300m²以上500m²以内のもの	1件	114,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）
(4)　当該建築物の住宅部分について省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準を用いて評価を行う場合		
ア　住宅部分の床面積の合計が300m²未満のもの	1件	32,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）
イ　住宅部分の床面積の合計が300m²以上500㎡以内のもの	1件	56,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）
(5)　当該建築物の住宅部分について省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に規定する基準（以下この表において「仕様基準」という。）を用いて評価を行う場合		
ア　住宅部分の床面積の合計が300m²未満のもの	1件	32,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）
イ　住宅部分の床面積の合計が300m²以上500m²以内のもの	1件	56,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）
2　認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅で性能基準を用いて評価を行う場合		
(1)　床面積の合計が200m²未満のもの	1件	34,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）
(2)　床面積の合計が200m²以上500m²以内のもの	1件	37,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）
3　認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅で省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準を用いて評価を行う場合		
(1)　床面積の合計が200m²未満のもの	1件	18,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）
(2)　床面積の合計が200m²以上500㎡以内のもの	1件	19,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）
4　認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅で仕様基準を用いて評価を行う場合		
(1)　床面積の合計が200m²未満	1件	18,000円（住宅基準適合証等の提出がある

のもの		場合にあっては、5,000円）
(2)　床面積の合計が200ｍ^{2}以上500ｍ^{2}以内のもの	1件	19,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）